

千代田区物品等指名競争入札参加者指名基準

7 千総経発第91号
平成 7 年 9 月 1 日

第 1 目 的

この基準は、東京都千代田区契約事務規則（昭和 3 9 年千代田区規則第 2 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づき、千代田区が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負を除く。以下同じ。）の指名競争入札及び見積競争（以下「入札等」という。）に参加させようとする者の指名（以下「指名」という。）について必要な事項を定め、入札等の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第 2 指名の判断事項

契約担当者は、入札等の参加有資格者（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、区長が物品の買入れその他の契約について定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。）につき、次の各号を調査のうえ、第 3 により指名するものとする。

- （ 1 ） 経営及び信用の状況
- （ 2 ） 千代田区における指名実績及び受注の状況
- （ 3 ） 履行能力
- （ 4 ） 官公庁等実績
- （ 5 ） その他特別な事情

第 3 指名方法

1 指名する場合の一般的基準は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 契約案件ごとに最も適していると判断される業種（競争入札参加資格申込受付の告示で示した申込業種をいう。）から指名する。
- （ 2 ） 経営規模、技術力等を勘案し、業者の履行能力が概ね同等の者を指名する。

2 1 により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

- （ 1 ） 千代田区内の中小企業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 号に定める者）
- （ 2 ） 千代田区内に本店若しくは支店又は営業所を有する者
- （ 3 ） 同種契約事案の履行成績が優秀なもの
- （ 4 ） 過去、同一の契約事案に係る前回の契約業者
- （ 5 ） 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合

第 4 指名の制限

契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- （ 1 ） 不誠実な行為がある者

ア 東京都千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成 7 年 9 月 1 日付 7 千総経発第 9 2 号区長決定）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者

イ 契約書に基づく契約の履行が不誠実である者

- (2) 日刊紙、業界紙、情報誌等の情報から、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (3) 同時期に別に発注する契約事案に指名を予定している者。ただし、同時期の発注契約事案数に比して指名することのできる者の数が少ない場合にはこの限りでない。
- (4) 同一の発注契約事案において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (5) 前各号のほか、第 2 の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

第 5 指名業者数

指名業者数は、物品の買入及び印刷製本の請負契約については別表 1、委託契約については別表 2 のとおりとする。

ただし、発注機会の極めて少ない業種から指名する場合、登録業者数の少ない業種から指名する場合などの指名については、表に掲げる業者数にかかわらず指名することができる。

第 6 指名の特例

仕様が特殊である等特別な事情がある契約事案に係る指名については、この基準を適用しないことができる。

附 則

- 1 この基準は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 東京都千代田区の指名競争入札に参加する者の選定基準（3 千総経発第 2 0 号区長決定）は廃止する。

別表 1（ 物品の買入れ及び印刷製本の請負契約 ）

発 注 標 準 金 額	指名業者数
2,000万円以上	1 0 者以上
1,000万円以上 2,000万円未満	7 者以上
300万円以上 1,000万円未満	5 者以上
80万円以上 300万円未満	3 者以上
80万円未満	2 者以上

別表 2（ 委託契約 ）

発 注 標 準 金 額	指名業者数
5,000万円以上	1 0 者以上
2,000万円以上 5,000万円未満	8 者以上
1,000万円以上 2,000万円未満	6 者以上
300万円以上 1,000万円未満	4 者以上
50万円以上 300万円未満	3 者以上
50万円未満	2 者以上